

かいじ号



9月は「食の安全・安心推進月間」です!

食は私たちが、生活していくうえで欠かすことが出来ないものです。

この機会に食生活や食の安全・安心について考えてみてください。

また、食品関係者の皆さんは、安全性を再確認していただき、安全で安心できる食品の提供に徹底してください。

月間中は「食の安全・食育推進大会」などを開催いたしますので、みなさんふるってご参加ください。



食の安全・食育推進大会

日	時	平成18年9月14日(木)午後1時30分～午後4時00分
場	所	ベルクラシック甲府(甲府駅北口より徒歩5分)
内	容	<ul style="list-style-type: none"> ●食育の推進に関する講演 講師 食育コーディネーター 大村 直巳氏 ●食の安全・食育優良団体表彰 ●表彰団体の事例発表 ●食の安全・食育に関するパネル展示
参 加 費		無料(参加を希望する方は、電話またはFAXでお申し込みください)
申込み、問合せ先		山梨県 食の安全・食育推進室 電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587

食品安全110番をご存知ですか。



「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

受付時間 午前8時30分～午後5時
(土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)

相談電話番号 ☎055-223-1638

平成17年度 消費生活相談の概要

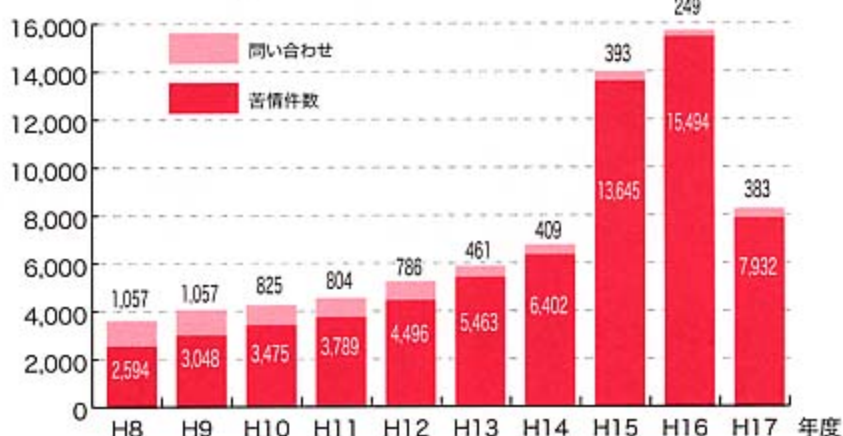
消費生活相談の件数は8,315件

平成17年度に山梨県県民生活センター(旧消費生活センター)に寄せられた相談は8,315件で、過去最高だった平成16年度の15,743件に比べ、7,428件(約47%)減少した。これは、平成15年度から急増した架空請求に関する相談が大きく減少したためです。

それでも、5年前(平成12年度)に比べれば、相談件数は3,033件(約57%)増加しており、悪質商法や詐欺の手口の更なる巧妙化・悪質化により相談内容は多様化・複雑化している。

相談の内訳では、苦情相談が7,932件(全体の95.4%)で、問い合わせ(要望を含む)が383件であった。<図1>

図1 受付相談件数の推移



苦情相談の主な特徴

契約当事者の年齢層は平均化

契約当事者の年代別では、平成16年度と同様に、30歳代が1,407件(17.7%)と最も多く、次に40歳代の1,267件(16.0%)の順であるが、3番目には、平成16年度の20歳代に代わり、60歳代が1,185件(14.9%)と多くなった。

30歳代と40歳代だけで平成16年度は全体の5割近く(47.3%)を占めていたが、平成17年度は33.7%となり、各年代間で平均化した。

契約当事者が60歳以上の相談は、平成16年度1,797件(11.6%)であったが、平成17年度は1,909件(24.1%)となり、高齢者をねらった悪質商法の増加を示す結果となっている。<図2>

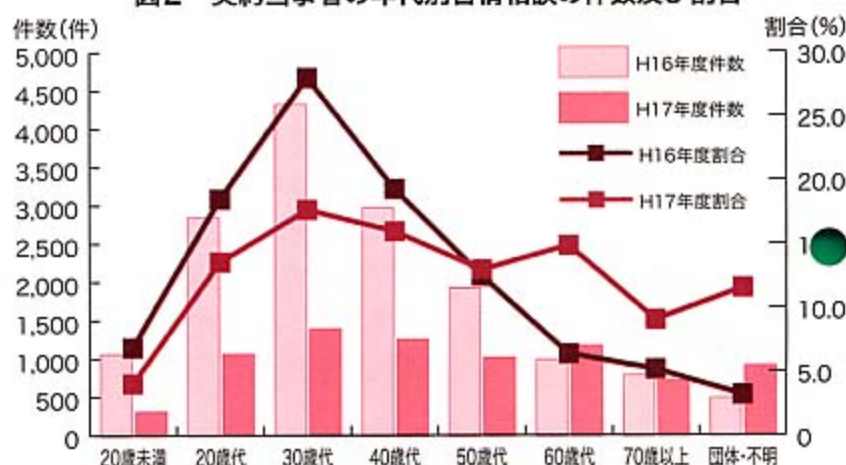
架空(不当)請求の相談が5割

架空(不当)請求に関する相談件数は、平成16年度に比べて大きく減少(7,139件減)したが、依然として3,999件と多く、全体の約50%(平成16年度は約72%)を占めている。

平成16年度までは、携帯電話の有料番組サイトの情報料等(電話情報提供サービス)の名目で架空請求をしてくるものがほとんどであったが、平成17年度は、裁判手続きを装った「総合消費料金」や「民法指定消費料金」などの名目の架空請求で、何の料金かも特定できない事例(商品一般)が多くなった。<表1>

また、パソコンのインターネット上のワンクリック詐欺などのオンライン関連の不当請求も増加した。

図2 契約当事者の年代別苦情相談の件数及び割合



若者や高齢者をねらう悪質商法

20歳未満や20歳代では、雑誌等の広告や街頭配布の無料体験チケットで誘われて行ったエステティックなど(理美容)に関する相談が比較的多く、20歳代では、アクセサリに関する相談も多かった。<表2>

高齢者は、悪質な点検商法【無料点検と言って自宅に上がり込み、不安をあおって、工事や商品購入の契約を強引に結ばせる商法】や催眠商法【無料の日用品等で会場へ誘い出して、高額な商品を割安と錯覚させて売りつける商法】の業者にねらわれており、建物のリフォーム(工事・建築・加工)や布団類(家具・寝具)に関する相談が比較的多かった。<表2>

1件当たりの契約金額は約2割増加

契約(被害)金額が明らかな相談の1件当たりの平均金額は約127万円で、平成16年度の約106万円と比べ、19.8%増加した。一度だまされると、だましやすいい(いわゆる「カモ」)として、次々に被害にあうことにもなりますので、十分注意が必要です。

表1 苦情相談件数(上位10品目)

順位	品目	件数	前年度件数	具体的な内容(主な商品・サービスなど)
1	商品一般	2,144件	301件	商品等を特定できない架空請求 特定できない商品の送りつけ*1
2	他の運輸・通信	2,133件	11,113件	携帯電話に関する情報料等(電話 情報提供サービス)の架空請求 ワンクリック詐欺*2
3	融資サービス	791件	1,156件	多重債務、ヤミ金 貸しませ詐欺*3 借りた覚えのない借金の不当請求
4	レンタル・リース・貸借	181件	171件	レンタルビデオ、貸衣装 電話機・FAXなどのリース 賃貸住宅の敷金返還や原状回復
5	書籍・印刷物	149件	167件	新聞購読の勧誘 書籍の送りつけ*1、 ギャンブル攻略本、紳士録*4
6	学習教材	141件	187件	学習指導付き学習教材*5 資格講座(二次被害を含む)*6
7	電報・電話	140件	145件	電話回線サービス*7、国際電話
8	自動車	110件	120件	整備・修理、下取り
9	工事・建築・加工	104件	94件	リフォーム(屋根・床下・耐震工事) 新築住宅
10	家具・寝具	89件	130件	羽毛布団、健康布団*8、 磁気マットレス

*1 送りつけ商法(ネガティブ・オプション)

注文していない商品を一方向的に送りつけ、消費者に受け取った以上支払義務があると勘違いさせて、代金をだまし取るものです。

*2 ワンクリック詐欺

パソコンなどでアダルトサイト等を見ていて、何かの項目をクリックしただけで、突然「登録完了」などと表示され、料金を不当請求してくるものです。

*3 貸しませ詐欺

ダイレクトメールなどで「低金利」や「100%融資」などの甘い文句で「お金を貸します」と誘い、事前に保証金や手数料等を振り込ませませんが、実際に融資されることはほとんどありません。

*4 紳士録商法

会社や団体の役員などの略歴・職歴等を掲載した名簿(紳士録)への登録や抹消について、電話での強引な勧誘や、曖昧な確認書等を返送させるなどして、登録料や抹消料をだまし取る手口です。

*5 学習指導付き学習教材

家庭教師、電話・FAXによる添削指導等が付いた学習教材のことですが、何年か分を一括購入させる高額な契約が多く、事前の説明と異なり、十分な学習指導が行われず、トラブルとなります。

*6 資格講座のトラブル(二次被害)

過去に「必ず資格が取れる」といった資格商法にだまされて受講した人のデータを基に、契約が継続中のように思わせ、更新料や年会料などを請求してきます。

*7 電話回線サービスのトラブル

各種電話会社の回線使用に関するトラブルで、通話料のほか、電話会社からの勧誘に曖昧な返事をしたため、マイライン(電話会社選択サービス)などが勝手に登録されたり、契約書が送られてきたなどの相談が多い。

*8 健康布団

磁石トロンパリン・青長炭などが入っていて、健康(快眠・冷え性など)に関する効果効果があるとうたっている布団

表2 契約当事者の年代別苦情相談件数(上位5品目)

順位	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
1	他の運輸・通信	他の運輸・通信	他の運輸・通信	他の運輸・通信	商品一般	商品一般	商品一般
2	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般	他の運輸・通信	他の運輸・通信	融資サービス
3	電報・電話	融資サービス	融資サービス	融資サービス	融資サービス	融資サービス	書籍・印刷物 家具・寝具
4	融資サービス レンタル・リース・貸借	理美容	レンタル・リース・貸借	学習教材	レンタル・リース・貸借	レンタル・リース・貸借	他の運輸・通信 電報・電話 工事・建築・加工
5	書籍・印刷物 理美容	アクセサリ	役務一般 (会員サービスなど)	レンタル・リース・貸借	書籍・印刷物	家具・寝具	

消費者トラブルを未然に防ぐために

- ① 生活に本当に必要な商品(サービス)かよく考える
- ② 勧誘の甘い文句を安易に信じない
- ③ 必要のない時は、曖昧な返事はせず、ハッキリと断る
- ④ 一人で決めずに、家族など周りの人と相談する
- ⑤ 普段から個人情報の取り扱いに注意する
- ⑥ 消費生活に関する知識・情報を身につける

あなたの街や学校で消費者啓発のための講座を開催しませんか

県民生活センターでは、消費者の自立を支援し、トラブルを未然に防ぐため、地域の各種団体や高校・大学などを対象に、無料で講師を派遣して出前講座を実施していますので、お気軽にご相談ください。(055-223-1571)

県民生活センターへのご相談(消費生活相談専用 055-235-8455)

- 契約を解除したいとき、被害にあったときは、できるだけ早くご相談ください。
- 身に覚えのない架空請求など、不審なことがありましたら、相手先などに連絡する前にご相談ください。

3つのEがおいしさを保証します。

それは「甲斐路の認証食品」です。

「甲斐路の認証食品」とは？

県内で生産された農畜産物などを主原料として製造された食品のうち、品質が特に優れているものや、地域に根ざした製造・生産方法が活用されているなど、一定の基準に適合すると県が認めた商品です。

基準に適合していると認められた商品には、3つのEをデザインした認証マークが貼ってあります。

認証マーク(3Eマーク)



※3つのEの意味は、
優れた品質(Excellent Quality)
正確な表示(Exact Expression)
地球の環境と調和(Harmony With Ecology)

どんな食品が認証されているの？

現在、29品目の食品について認証基準を設定して、延べ47事業者を登録しています。

認証基準を設定している品目(29品目)

生芋こんにゃく、甲州調合味噌、平飼鶏卵、甲州きそば、甲州地どり、清酒、ジャム、ハム類、長かぶしょうゆ漬、マーマレード、ソーセージ、甲州小梅、きゃら落、やまめの甘露煮、甲州ぶどうジュース、かりんはちみつ漬、やまめのくん製、穴郷のあんびん、フルーツワイン、しそエキス入り飲料、果物のシロップ漬、豆腐、干し柿、地菜の油炒め、しいたけの旨煮、さといも焼酎、ニジマスの梅酒煮、きゅうりのしょう油煮、ベーコン類

詳細は、果樹食品流通課 電話055-223-1600までお気軽にお問い合わせください。
品目別の認証状況は、下記のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kaju/index.html>

「甲斐路の認証食品」は、おいしくて、しかも安全・安心！
ぜひ、3Eマークを購入の際の参考にしてください。

